

## 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 2 月 18 日 (金曜日)

定期第 284 号

目次	ページ		
○規則			
神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (県土整備・都市整備課)	91		
神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (県土整備・都市整備課)	91		
○告示			
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 (環境農政・大気水質課)	91	○監査委員公表	
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (2 件) (環境農政・大気水質課)	91	監査の結果について	92
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規		○公告	
		公共測量の実施通知 (2 件) (県土整備・建設業課)	97
		公共測量の終了通知 (県土整備・建設業課)	97
		都市計画の図書の写しの縦覧 (3 件) (県土整備・都市計画課)	98

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 規 則

神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 7 号

## 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (令和 3 年神奈川県条例第 79 号) の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日とする。

神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 8 号

## 神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県屋外広告物条例施行規則 (昭和 24 年神奈川県規則第 87 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、鎌倉市」を削る。

第 7 条第 1 項、第 5 号様式の備考 2 及び第 6 号様式の備考 2 中「鎌倉市、」を削る。

## 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

## 神奈川県告示第 49 号

土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 6 条第 4 項の規定に基づき、次の要措置区域について同条第 1 項の指定を解除する。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 指定を解除する要措置区域

座間市ひばりが丘四丁目 5, 662 番の一部 (次の図に示す部分に限る。)

## 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

## 3 講じられた指示措置等

土壌汚染の除去

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県中央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

## 神奈川県告示第 50 号

土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 11 条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第 1 項の指定を解除する。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 指定を解除する形質変更時要届出区域

座間市ひばりが丘四丁目5,694番の一部(次の図に示す部分に限る。)

2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ほう素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

解除する。  
令和 4 年 2 月 18 日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
座間市栗原字東原493番5の一部(次の図に示す部分に限る。)

2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第51号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第1項の指定を

神奈川県告示第52号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
稲村ガ崎4丁目1	鎌倉市稲村ガ崎四丁目、稲村ガ崎二丁目及び稲村ガ崎五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	稲村ガ崎4丁目1	鎌倉市稲村ガ崎四丁目、稲村ガ崎二丁目及び稲村ガ崎五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第53号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
稲村ガ崎4丁目1	鎌倉市稲村ガ崎四丁目、稲村ガ崎二丁目及び稲村ガ崎五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	稲村ガ崎4丁目1	鎌倉市稲村ガ崎四丁目、稲村ガ崎二丁目及び稲村ガ崎五丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づ

き、請求人から提出された住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 嶋 村 た だ し  
 同 てらさき 雄 介  
 監第1319号  
 令和 4 年 1 月 4 日

請求人

(略) 様

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 嶋 村 た だ し  
 同 てらさき 雄 介

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

令和 3 年 11 月 8 日に受理した住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

## 第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

## 第 2 請求の内容

### 1 請求人から提出された令和 3 年 11 月 4 日付け請求書の内容

(原則、内容は原文「1. 請求の要旨」及び「2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に変更するなど表記を改めた。)

#### 1. 請求の要旨

新型コロナ感染対策の飲食店への時短要請により、減収を補うために飲食店に交付される新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第 8 弾 (以下協力金という) は、時短要請に協力したことによる減収を補償するためのものと一般に理解されている。しかし県は、許可名義人であるだけで減収のない者にも協力金を交付し、減収がないのに 1000 万円もの多額の協力金を受け取り笑いが止まらない許可名義人が多数出現している始末である。

そのため、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第 7 弾の住民監査請求がなされたが、その監査結果は、驚くべきことであるが協力金は減収を補う目的ではなく、減収のない者に交付することは不当ではないという。

食品衛生法に基づく飲食店営業許可は、同法第 1 条のとおり「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止」することを目的とした許可制度にすぎず、許可名義人がその店で収益をしているとは限らない。他の者に営業を委託し、仕入も経費も負担せず減収のない許可名義人もいる。これはフランチャイズなどで多く見られるが、許可名義人が衛生管理さえ履践していれば違法ではない。この場合、時短営業に協力したのは委託を受けた業者であり許可名義人ではない。

しかし、県は協力金を、時短営業をしたわけでもなく、減収もなく、感染拡大防止に寄与したわけでもない業務委託を

した飲食店許可名義人に交付していながら、業務委託を受け時短要請に従い減収を被った者であっても、許可名義人でないという理由で交付しなかった。

協力金の原資は、国から県に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (以下、国から県への交付金という) である。この交付金の根拠法令である国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 (以下、国の要綱という) の第 1 には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的として、「新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応」、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 (以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」) と総称する。) を通じた地方創生を図ることを目的とする」と規定されている (以下、国の用途目的条項という)。

この点、類似の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第 7 弾に関する住民監査請求の、監査委員である村上英嗣、太田眞晴、吉川知恵子、嶋村ただし (県議)、てらさき雄介 (県議) の監査結果では、協力金の目的を「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」であるという。しかし、これは上記条項の「新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、」という句読点までの一体である文章の一部「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」だけを切り取った屁理屈である。

協力金の目的は、国の用途目的条項である「新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援」でなければならない。感染拡大防止などという漠然とした広範な目的で、減収のない者に交付できるなどと非常識なことは、国の用途目的条項には書かれていない。

業務委託をした許可名義人に支払われた協力金は、国の用途目的条項に規定された目的に何ら寄与していない。即ち、業務委託をしている許可名義人は、自らが時短要請に従ったわけではなく何もしていないから、「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」という漠然とした目的にも関与しておらず、減収もないから感染拡大の影響を受けておらず、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援にはならないし、家賃負担も雇用もしていないから、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応にはならず、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応は時短要請と関係がなく、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることも時短要請と関係がない。

したがって、業務委託をしている許可名義人への協力金の交付は、国の用途目的条項規定の目的外の交付であり違法な支出となる。

そして、国の用途目的条項に違反した支出であるから国の交付金は使えず、県の財産から根拠もなく支出したことになり、県の損害となる。

(違法不当な支出と損害の特定)

県のサイト[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_kohujyoukyou.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_kohujyoukyou.html)によると、少なくとも令和3年11月3日時点25600件交付されており、そのすべての申請人について、国の使途目的条項の使途目的、即ち減収の審査がされていないから、すべての協力金の支出が違法に支出されたことになり、交付額全額が県の損害となる。

(求める措置)

上記、協力金第8弾で交付された協力金により上記県が受けた損害を、中小企業支援課の損害を防止する立場にあった職員に対し全額賠償させるよう求める。

## 2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

県監査委員には県議会議員である嶋村ただし、てらさき雄介が加わっており、例えばこの議員が、自分の選挙区の支持者である営業許可名義人から、減収がなくても協力金を受取れるようひとつよろしくと頼まれ、中小企業支援課に減収要件を設けない交付要件とするよう働きかけをするということは議員活動としてよくあることと県民は認識している。このような疑いのなかで、監査請求人が地方自治法で認められた外部監査を求めているにもかかわらず、これを執拗に拒否し、何が何でも自らが監査すると頑張り、外部監査によることを阻止するのは不信任を禁じ得ないし、公正不偏な態度を保持して監査に行くと誓ったところで県民が信用できるはずもなく、県の監査制度への県民の信頼を大きく損なう。前述のとおり、類似の監査において根拠規定文章の一部を切り取るような手法を使った非常識な監査を行っているため、なおさら不信任を禁じ得ない。よって、監査委員は公正不偏な態度を保持して監査に行くと地方自治法に規定されているとしても、本件のように監査委員に不信任がある「特に必要がある場合」のために地方自治法に設けられた外部監査委員による監査を請求する。

更に、上記のように監査委員は、文章の句読点までを一体のものとして読むことができず、監査をする能力に欠けることは重大であり外部監査によるべき「特に必要がある場合」にあたるから、外部監査委員による監査を請求する。

## 2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証する書面

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_8th.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_8th.html)

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_kohujyoukyou.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_kohujyoukyou.html)

(上記URLにアクセスすると、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8弾)について」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付状況について」と題する県のウェブページがそれぞれ表示され、当該協力金の概要、交付額、交付状況等が記載されているが、本件監査請求において、当該ウェブページの写し等は添付されていない。)

## 第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和3年11月8日付けをもって受理した。

## 第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、「第2 請求の内容-1 請求人から提出された令和3年11月4日付け請求書の内容」とおり、「県監査委員には県議会議員である嶋村ただし、てらさき雄介が加わっており、例えばこの議員が、自分の選挙区の支持者である営業許可名義人から、減収がなくても協力金を受取れるようひとつよろしくと頼まれ、中小企業支援課に減収要件を設けない交付要件とするよう働きかけをするということは議員活動としてよくあることと県民は認識している」「このような疑いのなかで、監査請求人が地方自治法で認められた外部監査を求めているにもかかわらず、これを執拗に拒否し、何が何でも自らが監査すると頑張り、外部監査によることを阻止するのは不信任を禁じ得ないし、公正不偏な態度を保持して監査に行くと誓ったところで県民が信用できるはずもなく、県の監査制度への県民の信頼を大きく損なう」ことなどを理由に、法第252条の43第1項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかしながら、法第198条の3第1項において、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い、常に公正不偏な態度を保持して、監査等をしなければならないと規定されており、法制度上も普通地方公共団体の議会、長等他の機関から独立した行政機関として位置づけられているところ、法第196条第1項本文では、議員もその監査委員に選任されることが予定されているのであり、客観的な根拠のない主観的な憶測をもって監査委員に公正な監査が期待できないとする請求人の主張には理由がない。

また、本件監査請求は、一般的な公金の支出業務である新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8弾)(以下「本件協力金」という。)の交付に関わるものであり、その財務会計上の行為の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする事案であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求において、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述希望の有無

#### (1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

#### (2) 陳述の希望の有無

請求人から、陳述を行わない旨の申し出があったので、陳述は実施しなかった。

### 2 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

本件協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「地方創生臨時交付金」という。)を活用して交付されるものであることから、新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）において地方創生臨時交付金の目的とされている、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図るため交付されなければならない。一方、県は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）による営業許可を受けた名義人（以下「許可名義人」という。）に対して本件協力を金を交付することとしているが、他者に飲食店の営業を委託した許可名義人に対して支払われた本件協力を金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に何ら寄与しておらず、制度要綱に規定する目的に反して違法に支出したもので、県に損害が生じている。さらに、県は、全ての申請について飲食店が減収となっていることの審査を行っていないことから、全ての協力を金が違法に支出されたことになり、交付額全額が県の損害となる。

以上のことから、県が、上記のように本件協力を金を交付したことが法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

### 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件協力を金の交付に係る事業（以下「本件協力を金交付事業」という。）を所管する産業労働局中小企業部中小企業支援課（以下「中小企業支援課」という。）及び本件協力を金の財源となっている地方創生臨時交付金に係る事務を所管する政策局自治振興部地域政策課（以下「地域政策課」という。）を選定した。

一方、請求人は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力を金（第7弾）（以下「第7弾協力を金」という。）の交付について、令和3年8月13日付けで本件監査請求と同趣旨の住民監査請求を行っており、当該住民監査請求に基づく監査の結果については、令和3年10月22日付け監第1234号により請求人に通知している。そして、当該住民監査請求に基づく監査に当たっては、両課に対する職員調査を実施しており、その際、第7弾協力を金の交付状況等や地方創生臨時交付金に関する制度概要等について両課から聴取を行っているところである。

上記を踏まえ、今回、両課に対する職員調査については書面により実施することとし、両課から、本件協力を金交付事業と第7弾協力を金の交付に係る事業（以下「第7弾協力を金交付事業」という。）との異同等に関する資料の提出を受けて、その内容を確認するなどして職員調査を実施した。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等での聴取を行った。

中小企業支援課及び地域政策課の説明の要旨は、次のとおりであった。

### (1) 中小企業支援課

#### ア 本件協力を金の交付状況について

令和3年12月6日現在における本件協力を金の交付状況は、以下のとおりである。

○ 申請件数	25,933件
○ 処理済件数	25,886件
○ 実績交付額	24,549,040千円

#### イ 本件協力を金交付事業について

本件協力を金交付事業は、第7弾協力を金交付事業と同様に、時短営業の要請を効果的に実施し感染拡大を防止するために、地方創生臨時交付金のうち協力を要請推進交付金及び即時対応特定経費交付金（以下「協力を要請推進交付金等」という。）を活用して、県の時短営業の要請に応じた交付対象者に対し本件協力を金を交付する事業である。

そして、国からの地方創生臨時交付金を活用している以上、本件協力を金交付事業においても、第7弾協力を金交付事業と同様に、制度要綱や関連する内閣府発出の事務連絡に従い、許可名義人を本件協力を金の交付対象者とするとしている。

### (2) 地域政策課

#### ア 本件協力を金交付事業及び第7弾協力を金交付事業の実施のために国から交付を受ける地方創生臨時交付金を定めた制度要綱について

本件協力を金交付事業及び第7弾協力を金交付事業の実施のために国から交付を受ける地方創生臨時交付金について定めた制度要綱は、ともに令和3年3月24日改正版の制度要綱である。

## 第6 監査の結果

### 1 認定した事実

#### (1) 職員調査による説明等を踏まえ認定した事実について

職員調査による中小企業支援課及び地域政策課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

#### ア 本件協力を金交付事業及び第7弾協力を金交付事業について

本件協力を金交付事業は、第7弾協力を金交付事業と同様に、時短営業の要請を効果的に実施し感染拡大を防止するために、地方創生臨時交付金のうち協力を要請推進交付金等を活用して、県の時短営業の要請に応じた交付対象者に対し本件協力を金を交付する事業である。

そして、国からの地方創生臨時交付金を活用している以上、本件協力を金交付事業においても、第7弾協力を金交付事業と同様に、制度要綱等に従い許可名義人を本件協力を金の交付対象者とするとしている。

#### イ 本件協力を金交付事業及び第7弾協力を金交付事業の実施のために国から交付を受ける地方創生臨時交付金を定めた制度要綱について

本件協力を金交付事業及び第7弾協力を金交付事業の実施のために国から交付を受ける地方創生臨時交付金について定めた制度要綱は、ともに令和3年3月24日改正版の

制度要綱である。

(2) 令和 3 年 8 月 13 日付け住民監査請求に基づく監査の結果を踏まえ認定した事実について

「(1) 職員調査による説明等を踏まえ認定した事実について—イ 本件協力金交付事業及び第 7 弾協力金交付事業の実施のために国から交付を受ける地方創生臨時交付金を定めた制度要綱について」とおり、本件協力金交付事業の実施のために国から交付を受ける地方創生臨時交付金について定めた制度要綱は、第 7 弾協力金交付事業と同じ令和 3 年 3 月 24 日改正版の制度要綱である。そして、前記「第 5 監査の実施—3 監査対象箇所への調査」とおり、請求人は、第 7 弾協力金の交付について、令和 3 年 8 月 13 日付けで本件監査請求と同趣旨の住民監査請求を行っており、当該住民監査請求に基づく監査の結果については、令和 3 年 10 月 22 日付け監第 1234 号により請求人に通知している。

当該住民監査請求に基づく監査の結果を踏まえ、「(1) 職員調査による説明等を踏まえ認定した事実について」に加えて認定した事実は次のとおりである。

ア 本件協力金の交付根拠について

本件協力金交付事業は、制度要綱等に基づき新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画を作成し、これにより国から交付を受けた協力要請推進枠交付金等の地方創生臨時交付金を活用して実施する国の交付金事業である。そして、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることを目的とする予算補助である。

イ 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び用途について

制度要綱によれば、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 24 条第 9 項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等（令和 2 年 11 月 1 日以降に新たに行うものに限る。以下「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業者であって、食品衛生法第 52 条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下同じ。）に対する協力金等（協力金、支援金その他名目のいかんを問わず、要請等に応じた対象者に対して支出する金銭をいう。以下同じ。）であって、特措法に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされている。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A（第 5 版／令和 3 年 4 月 1 日）において、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金については、「現下の感染状況を踏まえて、今後の感染拡大を

予防するために、効果的な営業時間短縮の要請等を行う地方公共団体を支援するためのものであることから、従来の通常分交付金と異なり、要請に応じた対象者に対する協力金等の給付に該当する事業に用途を限定している」としている。

なお、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないとされているところ、時短営業の要請により減収となっていることは、協力要請推進枠交付金等の交付要件とはされていない。

ウ 本件協力金交付事業の実施について

本件協力金交付事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する国の交付金事業である。

地方創生臨時交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）の対象となる給付金であり、県は、補助金適正化法のほか、制度要綱に定める地方創生臨時交付金の交付要件や事務連絡で示された制度要綱の運用等に従い、本件協力金交付事業を実施しなければならないこととされている。

また、制度要綱で定める地方創生臨時交付金の目的には、「感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、『新しい生活様式』を踏まえた地域経済の活性化等への対応」「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」のほか、「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」も挙げられており、本件協力金交付事業は、時短営業の要請を効果的に実施し感染拡大を防止する目的のため、要請に応じた許可名義人に本件協力金を交付するものである。

なお、地方創生臨時交付金制度を所管する内閣府への照会により、地方創生臨時交付金の目的は、「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」「感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、『新しい生活様式』を踏まえた地域経済の活性化等への対応」及び「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」の 3 つに区分されるものであることが確認されている。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を他者に飲食店の営業を委託した許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

(1) 県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を他者に飲食店の営業を委託した許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて

本件監査請求において、請求人は、本件協力金は、制度要綱において地方創生臨時交付金の目的とされている新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図るため交付されなければならない、県による時短営業の要請により減収となっている飲食店への支援でなければならないところ、他者に飲食店の営業を委託した許可名義人に対して支払われた本件協力金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に何ら寄与しておらず、制度要綱に規定する目的に反して違法に支出したものであると主張する。さらに、請求人は、県は、全ての申請について飲食店が減収となっていることの審査を行っていないことから、全ての協力金が違法に支出されたことになると主張する。

しかしながら、「1 認定した事実-(2) 令和3年8月13日付け住民監査請求に基づく監査の結果を踏まえ認定した事実について-イ 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び使途について」のとおり、制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業については、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う要請等に応じた対象者に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされており、時短営業の要請により減収となっていることは、協力要請推進枠交付金等の交付要件とはされていない。一方、「1 認定した事実-(2) 令和3年8月13日付け住民監査請求に基づく監査の結果を踏まえ認定した事実について-ウ 本件協力金交付事業の実施について」のとおり、本件協力金交付事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する国の交付金事業であり、県は、制度要綱に定める地方創生臨時交付金の交付要件や事務連絡で示された制度要綱の運用等に従い、本件協力金交付事業を実施しなければならないこととされている。

そして、「1 認定した事実-(2) 令和3年8月13日付け住民監査請求に基づく監査の結果を踏まえ認定した事実について-ウ 本件協力金交付事業の実施について」のとおり、制度要綱で定める地方創生臨時交付金の目的には、「感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、『新しい生活様式』を踏まえた地域経済の活性化等への対応」「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」のほか、「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」も挙げられており、本件協力金交付事業は、時短営業の要請を効果的に実施し感染拡大を防止する目的のため、要請に応じた許可名義人に本件協力金を交付するものであるとされている。

したがって、県が、本件協力金交付事業において、他者に飲食店の営業を委託した許可名義人に対して本件協力金を交付したとしても、制度要綱等に従い本件協力金を交付したもので、また、制度要綱に定める目的にも適合しており、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。さらに、時短営業の要請により飲食店が減収となっている

ことは、協力要請推進枠交付金等の交付要件とはされていないことから、飲食店が減収となっていることの審査を行わずに県が本件協力金を交付したとしても、制度要綱等に従い本件協力金を交付したもので、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。

## (2) 本件協力金を許可名義人に交付したことにより、県に損害が生じているか否かについて

「(1) 県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を他者に飲食店の営業を委託した許可名義人に交付したことなどが法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて」のとおり、他者に飲食店の営業を委託した許可名義人に対して本件協力金を交付したり、飲食店が減収となっていることの審査を行わずに本件協力金を交付したりしたとしても、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえないことから、県に損害は生じていない。

## 3 結論

以上のことから、県が本件協力金交付事業において、他者に飲食店の営業を委託した許可名義人に対して本件協力金を交付したり、飲食店が減収となっていることの審査を行わずに本件協力金を交付したりしたとしても、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、これにより県に損害は生じていないことから、本件監査請求には理由がない。

## 公 告

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和4年2月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（精密水準測量）
- 2 測量の地域  
藤沢市全域
- 3 測量の期間  
令和3年12月1日から令和4年3月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県横須賀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和4年2月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 測量の地域  
三浦郡葉山町
- 3 測量の期間  
令和4年1月24日から同年3月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県横浜川崎治水事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（砂防計画の数値図化）
- 2 測量の地域  
神奈川県横浜川崎治水事務所管内（横浜市内）
- 3 測量の期間  
平成30年 6 月13日から令和 3 年 3 月31日まで

都市計画法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区中里三丁目特別緑地保全地区
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画公園 2・2・122号日東浜公園
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 4 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画火葬場第 5 号東部斎場
- 2 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課